

長期低利の融資でトラック業界の近代化を

宮崎県近代化基金融資申込み

公募のしおり

(令和6年4月1日改正)

* この制度の目的 *

この制度は、運輸事業振興助成交付金をもって基金を創設し、利子補給による長期低利の融資を推進して、トラック運送事業の近代化・合理化を図るものです。

一般社団法人 宮崎県トラック協会

宮崎県近代化基金融資申込み公募要綱

■融資対象者

宮崎県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者及びその共同体であって商工組合中央金庫と取引資格のあるもの。

■融資対象事業

1. トラックターミナル、配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - ①トラック事業者が近代化・合理化のための事務機器（コンピューター・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等）の設置購入に要する資金を含む
 - ②設備の「補修・改修」に要する資金を含む
 - ③人材確保及び生産性向上のための設備資金
2. 福利厚生施設の設備に要する資金
男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等）を含む
3. 荷役機械（テールゲートリフターの設置を含む）、車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金
4. 環境対応車及び省エネ関連機器導入に係る融資
 - ①環境対応車とは、全ト協及び県ト協の導入促進助成事業対象となるCNG車及びハイブリッド車をいう。
 - ②省エネ機器とは、全ト協及び県ト協の導入促進助成事業対象となるEMS及びドライブレコーダー等をいう。
5. ポスト新長期規制又は平成28年排ガス規制適合車（以下「ポスト新長期等規制適合車」という。）導入に係る融資
 - ①ポスト新長期規制適合車とは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に定める排出基準に適合する事業用貨物自動車をいう。
 - ②平成28年排出ガス規制適合車とは「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。

■融資条件

1. 融資限度

融資制度	個別企業体	共同 体
一般融資	5,000万円	10,000万円
ポスト新長期等	5,000万円	10,000万円
環境対応車・省エネ機器	2,000万円	10,000万円

2. 貸出利率

取扱金融機関の所定利率による。

3. 償還期間

10年以内。ただし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内。(車両については5年以内)

4. 償還方法

据置期間(償還期間のうち6カ月以内)の終了後、月賦隔月賦又は3カ月ごとの均等分割償還とする。

5. 担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

6. 再融資の制限

個別企業体、共同体とも再融資を受けようとする場合には、全額償還後又は、3年以上正常な償還が行われているものに限る。

■利子補給率

この制度融資の借入者に対し、(一社)宮崎県トラック協会は、次の補給率により利子補給を行うものとする。ただし、中小企業近代化促進法第8条第2項に定める共同出資法人(株式会社)については、個別企業体の利子補給率を適用する。

融資制度	個別企業体	共同 体
一般融資 ポスト新長期等 環境対応車・省エネ機器	年0.5%	年0.5%

- 設備完成報告 設備完成（購入）後、すみやかに、所定様式により報告すること。報告がない場合には、利子補給を行わないことがある。
- 取扱金融機関 商工組合中央金庫宮崎支店及び同金庫の代理店信用組合の本支店。
- 申 込 先 （一社）宮崎県トラック協会
- 申込方法 所定の申込書により申込むこと。
- そ の 他 この要綱に定めのない事項は、（一社）宮崎県トラック協会制定の近代化基金運営要領の定めるところによる。